

綾瀬市道の駅検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市道の駅検討委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における道の駅（「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日建設省道企発第19号）に規定する道の駅をいう。以下同じ。）の整備及び登録に向けて必要な事項を検討するため、綾瀬市道の駅検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道の駅の整備及び登録に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、道の駅の登録申請をもって満了とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会の委員長には、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理出席)

第8条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、職務上関連のある代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(整備運営部会の設置)

第9条 第3条に規定する所掌事項に関して調整及び検討を行うため、委員会に整備運営部会を置く。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、道の駅主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

別表（第4条関係）

委 員
副市長
市長室長
経営企画部長
総務部長
産業振興部長
都市部長
土木部長